



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（エスワティニ、レソト情報）2021 年 11 月 10 日現在

【ポイント】

- エスワティニでは、10月16日から、「調整されたレベル1」（全5段階中の第1段階）規制に引き下げられています。
- レソトでは、10月10日に「ブルー・レベル」（全5段階中の第2段階）の規制に引き下げられています。
- 事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

【本文】

1 エスワティニ

（1）エスワティニ政府の対応

エスワティニ政府は、国家緊急事態を発出し、災害マネジメント法第29条を発動し各種対策を実施しており、10月16日から「調整されたレベル1」（全5段階）の規制に引き下げられています。主な措置の概要は以下のとおりです。なお、エスワティニへの外国人の出入国は可能となっています。なお、規制の詳細は以下をご覧ください。

<https://twitter.com/EswatiniGovern1/status/1449760995136655363?ext=HHwWhsCyxbT8yp4oAAAA>

【「調整されたレベル1」における規制の主要点】

- ・72時間以内のCOVID-19陰性証明書があれば、観光客を含む出入国は可能。
- ・夜間外出禁止時間は、21時から翌4時とする。
- ・商業施設の営業時間は6時から19時、このうちレストランは20時までとする。
- ・酒類販売は、家庭内消費目的のみ、月曜から金曜の間は9時から19時、土曜日は9時から14時の間で許可される。
- ・屋外イベントは許可制で最大500人で開催可。ただし、酒類の販売は禁止。
- ・全ての学校を無期限休校とする（ただし各種試験は実施）。

上記の規制に違反した場合、関係機関における営業禁止処分などが通商・産業・貿易省から科される。その他の事項については、規制レベル2に準ずる。

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、エスワティニ政府新型コロナウイルスホットライン（電話番号+268 7943 6585）に連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

（2）日本政府の対応

ア 昨年6月5日、日本政府は、エスワティニの感染症危険情報レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して新たに18か国の感染症危険情報レベルを「レベル3」に引き上げたことの一環です（下記、外務省海外安全ホームページをリンク参照）。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html> （感染症危険情報）

イ エスワティニへの入国

●エスワティニは、ロックダウン規制引き下げに伴い、日本人の方で90日以内の観光等目的の場合はビザ免除での入国が可能となりました。ただし、72時間以内のPCR検査の陰性証明書の携行が必要です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_281.html#ad-image-0



ウ エスワティニから日本への入国

- エスワティニから日本への入国者は、入国時に、エスワティニ出国前 72 時間以内の検査証明書（PCR 検査陰性証明書）の提示が必要です。
- エスワティニから日本への入国者は、入国後 14 日間の自宅等での待機が必要です。
- 入国後 14 日目までの自宅等待機期間を 10 日目以降に短縮するためには、日本外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン証明書（日本で接種し、発行された証明書を含む）を所持し、かつ入国後 10 日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出る必要がありますが、現在、エスワティニのワクチン接種証明書はその対象とされていません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000852760.pdf>

- 一部の国・地域について、日本外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン接種証明書（日本で接種し、発行された証明書を含む）を所持し、かつ受入責任者の管理の下で、業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式にて事前に業所管省庁の審査を受けた方は、入国後 3 日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査または抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、入国後 4 日間以降の残りの待機施設等での待機期間中、受入責任者の管理の下に活動計画書に記載に沿った活動が認められることとなりましたが、現在、エスワティニのワクチン接種証明書はその対象とされていません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851998.pdf>

2 レソト

（１）レソト政府の対応

昨年 3 月レソト政府は国家緊急事態宣言を発出し、各種対策を強化しています。さらに同政府は、昨年 3 月 29 日深夜（30 日）から規制を開始し、昨年 7 月 20 日よりリスク別の色識別による 5 段階の規制措置を導入しました。現在（10 月 10 日現在）は、「ブルー・レベル」（全 5 段階中第 2 段階）となっています。

主な措置の概要は以下のとおりです。なお、レソトへの外国人の出入国は可能となっています。

なお、規制の詳細は以下をご覧ください。

<https://twitter.com/nacosec/status/1447270016290852865>

【「ブルー・レベル」における規制の主要点】

- ・ 72 時間以内の COVID-19 陰性証明書があれば、観光客を含む出入国は可能。
- ・ 外出禁止時間は午前 0 時～早朝 4 時まで。
- ・ レストランは、屋内収容率 50%、22 時まで営業可
- ・ 酒類販売は、月曜日から日曜日の間、商業許可証に基づく時間内で可（閉店は一律 22 時）。
- ・ ID 及びワクチン接種証明書の提示を条件に、一定条件下でスポーツ観戦、屋外イベント等が可能。
- ・ 。

【その他】

兆候・症状が出た場合は、以下のホットラインまたは防疫官の連絡先まで報告してください。

●80093030

●Dr. 'Makhoase Ranyali、Director Disease Control Department@+266-5884-4544、

●IHR NFP(当館注: International Health Regulations National Focal Point)@+266-5885-2916



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

【重要】レソト政府と南ア政府は、レソト市民の南ア（ブルームフォンテンなどの病院）での受診につき協議を行い、治療が行えるようにクイーン・マモハト記念病院（Queen Mamohato Memorial Hospital）に相談するよう案内しています。

○クイーン・マモハト記念病院の電話番号：+266-2222-0000

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

（２）日本政府の対応

ア 昨年８月２６日、日本政府は、レソトの感染症危険情報レベルを「レベル３（渡航中止勧告）」に引き上げました。これは、１万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して、新たに１１ヶ国の感染症危険レベルを「レベル３（渡航中止勧告）」に引き上げたことの一環です（下記外務省海外安全ホームページのリンク参照）。この感染症危険情報レベルの引き上げを受け、８月３０日から、検疫強化等（PCR検査の実施等）を含む、水際措置が講じられています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0826.html>

（感染症危険情報）

イ レソトへの入国

●レソトでは、ロックダウン規制引き下げに伴い、日本人の方で 90 日以内の観光等目的の場合はビザ免除での入国が可能となりました。ただし、72 時間以内のPCR検査の陰性証明書の携行が必要です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_130.html#ad-image-0

ウ レソトから日本への入国

- レソトから日本への入国者は、入国時に、レソト出国前 72 時間以内の検査証明書（PCR 検査陰性証明書）の提示が必要です。
- レソトから日本への入国者は、入国後 3 日目の検査、入国後 14 日間の自宅等での待機が必要です。
- 入国後 14 日目までの自宅等待機期間を 10 日目以降に短縮するためには、日本外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン証明書（日本で接種し、発行された証明書を含む）を所持し、かつ入国後 10 日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出る必要がありますが、現在、レソトのワクチン接種証明書はその対象とされていません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000852760.pdf>

- 一部の国・地域について、日本外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン接種証明書（日本で接種し、発行された証明書を含む）を所持し、かつ受入責任者の管理の下で、業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式にて事前に業所管省庁の審査を受けた方は、入国後 3 日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査または抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出るにより、入国後 4 日間以降の残りの待機施設等での待機期間中、受入責任者の管理の下に活動計画書に記載に沿った活動が認められることとなりましたが、現在、レソトのワクチン接種証明書はその対象とされていません。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851998.pdf>

3 当館領事窓口について

現在、南アはロックダウン期間中ですが、当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、三密を回避するために事前にご連絡をお願いします。

*メール：consul@pr.mofa.go.jp

*電話：+27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡くださ



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

い。

4 引き続き、以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。

- * 急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。
- * 頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。
- * 咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

参考

● 日本厚生労働省の水際対策に関わる新たな措置

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

● 日本外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

● 当館 HP

・ 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html

・ Q&A

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100058671.pdf>

○ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※ 「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※ 南ア、レソト、エスワティニ政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所 : 259 Baines St、Cnr Frans Oerder St、Groenkloof、Pretoria

電 話 : +27 12 452 1500 領事・警備

メール : consul@pr.mofa.go.jp
